

### 第3 平松物流用地分譲要項

令和5年5月15日  
 始良市土地開発公社

始良市土地開発公社では、第3平松物流用地の分譲を開始するにあたり、次のように分譲要項を定めます。

#### 1 分譲地の概要

項目	内容			
所在地	始良市平松字池田古河 3813 番 1 ほか			
事業主体	始良市土地開発公社			
造成面積	12,536.35 m <sup>2</sup> (3,792.24 坪)			
分譲面積	10,610.66 m <sup>2</sup> (3,209.69 坪)			
分譲区画数	5 区画			
				
分譲価格等	区画	分譲面積	分譲単価	分譲価格
	1	2,322.60 m <sup>2</sup> (702.58 坪)	29,645 円/m <sup>2</sup>	68,850,000 円
	2	2,334.13 m <sup>2</sup> (706.07 坪)	29,645 円/m <sup>2</sup>	69,190,000 円
	3	3,144.92 m <sup>2</sup> (951.33 坪)	29,645 円/m <sup>2</sup>	93,230,000 円
	4	2,513.91 m <sup>2</sup> (760.45 坪)	29,645 円/m <sup>2</sup>	74,520,000 円
	5	295.10 m <sup>2</sup> (89.26 坪)	29,342 円/m <sup>2</sup>	8,650,000 円

項 目		内 容
用途指定等		準工業地域(建ぺい率 60%、容積率 200%)、特別用途地域
電 力		九州電力送配電(株)
ガ ス		プロパンガス
用 水		上水道(始良市上水道 2,000 m <sup>3</sup> /日)
工業用水道		無
排 水		基準値以下になるよう敷地内で個別に浄化処理後、排水路(道路側溝)を経て河川へ排水
区域内道路		市道(幅員 6 m、8 m)
交通 ア ク セ ス	高速道路	九州自動車道 始良 IC 約 2.0 km " 桜島 SIC 約 2.3 km
	主要道路	国道 10 号 約 2.6 km
	空 港	鹿児島空港 約 19 km
	鉄 道	JR 九州重富駅 約 3.3 km
	港 湾	加治木港 約 9 km
地 質 調 査		ボーリング調査 1 箇所調査中
工場立地法		緑地面積率 10%、環境施設面積率 15%

## 2 申込資格

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 資金計画が適切かつ分譲地の代金を確実に支払うことができること。
- ② 会社更生法等の適用を受けていないこと。
- ③ 公害防止対策が確立され、周辺環境を良好に保全できること。
- ④ 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- ⑤ 都市計画法、建築基準法等各種関係法令を遵守できること。
- ⑥ 始良市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に該当しないこと及び同条第 2 号に該当する者を雇用していないこと。
- ⑦ 建築する建物等の説明、運用開始における地域住民へ影響等、事前に地域住民の方々へ十分な説明、配慮等が講じられること。また、振動、防音、臭気、大気汚染等について対策が講じられること。
- ⑧ 積極的に地元雇用を推進し、地域の発展に貢献できること。
- ⑨ 分譲地において自ら工場等の施設を建設、経営をしようとする者、または、工場等の施設を建設し、利用者に提供する者であること。

### 3 申込手続き

- ① 申込方法：分譲申込書（様式第1号）に下記③の各書類を添えて提出してください。
- ② 分譲開始日：令和5年5月15日（月）から受付  
受付時間：午前8時30分～午後5時  
（土・日・祝日、年末年始を除く）
- ③ 提出書類：
  - ア）分譲申込書（様式第1号）
  - イ）企業概要書（様式第2号）
  - ウ）法人登記簿謄本（全部事項証明書）3か月以内のもの
  - エ）本社所在地の直近の国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書、または未納がないことの証明書（あわせて始良市内に事務所等がある場合は、直近の鹿児島県税、始良市税の納税証明書または未納がないことの証明書）
  - オ）会社案内（パンフレット、製品カタログ等）
  - カ）その他、始良市土地開発公社が必要と認める書類※様式は、始良市土地開発公社ホームページからダウンロードできます。
- ④ 提出部数：1部
- ⑤ 提出先：〒899-5432 鹿児島県始良市宮島町26番地  
始良市土地開発公社 業務係
- ⑥ その他：提出された書類は返却しません。また、提出書類の作成に係る一切の費用は申込者の負担になります。

### 4 譲受人の決定等

- ① 同一区画に複数の申込書の提出が同時にあった場合は、抽選とします。
- ② 書類審査の上、譲受人を決定します。

### 5 契約の締結等

- ① 譲受人決定後、速やかに土地売買契約の締結をしていただきます。印紙等契約締結に係る費用は、譲受人の負担となります。
- ② 売買代金の支払いは、契約締結日から90日以内に始良市土地開発公社が示す方法により納入していただきます。
- ③ 土地の所有権移転登記は、売買代金の完納を確認したのち、速やかに始良市土地開発公社が嘱託により行います。所有権移転登記に係る登録免許税その他の費用は、譲受人の負担となります。
- ④ 土地の引渡しは、売買代金の完納後、現状有姿のまま譲受人に引渡します。

## 6 留意事項

- ① 土地の目的外の使用禁止  
事務所・店舗用地、または事業用施設以外の用途に使用することはできません。
- ② 転売等の制限  
所有権移転後、第三者に譲渡する場合は、事前に始良市土地開発公社の許可が必要になります。
- ③ 契約解除と違約金  
上記のいずれかに違反があったとき、または売買代金が期限までに納入されなかったときは、違約金として売買代金の10%相当額を徴収のうえ、契約解除できるものとします。
- ④ 分譲に関する確認事項  
ア) 建物、施設等建築に係る地盤改良、基礎補強、液状化対策に要する費用については、譲受人の負担とします。  
イ) 建築物の屋根及び駐車場の雨水は、洪水時等の流出抑制等を図るために設けた敷地内の貯留側溝に導入するようにしてください。また、敷地内の貯留側溝は、譲受人で管理をしてください。  
なお、敷地内の貯留側溝は、区画5には設置してありません。

## 7 分譲の流れ

- ① 分譲申込書（様式第1号）等の提出
- ② 同一の区画に複数の申込書の提出が同時にあった場合には、抽選を行います。
- ③ 書類審査後、譲受人の決定をします。
- ④ 譲受人と土地売買契約を締結します。
- ⑤ 始良市土地開発公社へ売買代金の納入、及び契約書に貼付する収入印紙、土地の所有権移転登記に必要な登録免許税の額に相当する金額の収入印紙を提出していただきます。
- ⑥ 売買代金が完納された後、速やかに、始良市土地開発公社が囑託により土地の所有権移転登記を行い、現状有姿のまま土地の引渡しを行います。

## 8 問合せ先

〒899-5432 鹿児島県始良市宮島町26番地



始良市土地開発公社 業務係

電話：0995-65-5098

FAX：0995-65-5097

E-Mail：aira-pld.seo@festa.ocn.ne.jp

HP：http://www.aira-pld.com/

(様式第1号)

## 分 譲 申 込 書

令和 年 月 日

始良市土地開発公社

理事長 湯元 敏浩 殿

申込者 住 所 :

名 称 :

代表者氏名 : (印)

第3平松物流用地の分譲について、分譲要項に記載の内容を承知のうえ、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

### 記

#### 1 申込区画

区画番号	面積	備考
	m <sup>2</sup>	

#### 2 添付書類

- (1) 企業概要書(様式第2号)
- (2) 法人登記簿謄本(全部事項証明書)
- (3) 国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書等
- (4) 会社案内(パンフレット、製品カタログ等)
- (5) その他

#### 【連絡先】

所属部署名 :

担当者名 :

電 話 :

E - M a i l :

(様式第2号)

## 企業概要書

令和 年 月 日現在

名 称				
所在地	〒 TEL : FAX :			
代表者 職・氏名				
事業内容	(日本標準産業分類 : )			
資本金	千円	従業員数	人 (うち、正規従業員 人)	
会社設立 年月日	年 月 日	事業所数		
業 績 (直近3年間)	期 別	年 月期	年 月期	年 月期
	売上高	千円	千円	千円
	営業利益	千円	千円	千円
	経常利益	千円	千円	千円
	純利益	千円	千円	千円
特記事項				

注) 特記事項は、その他記入したい事項がある場合に記入してください。

## ◇ 分譲手続きの流れ

